

運用商品提供数の上限および 指定運用方法の基準について

確定拠出年金の運用に関する専門委員会説明資料



一般社団法人
全国銀行協会

1. 運用商品提供数の上限について

上限数は、加入者の選択の機会を損なわないよう、十分な水準としていただきたい。

実際に提示している商品の実態

■個人型

例としてMUFG個人型プランでは以下のとおり。

標準コース(24本)

分類	カテゴリー		商品本数
元本確保型	定期預金		3本
	生保商品		2本
	損保商品		2本
投資信託	MRF		1本
	国内債券	パッシブ	1本
	国内株式	パッシブ	1本
		アクティブ	2本
	国内リート	パッシブ	1本
	外国債券	パッシブ	1本
	外国株式	パッシブ	1本
		アクティブ	1本
	新興国株式	パッシブ	1本
	バランス	パッシブ	4本
		アクティブ	3本

ライトコース(10本)

分類	カテゴリー		商品本数
元本確保型	定期預金		1本
	生保商品		1本
投資信託	国内債券	パッシブ	1本
	国内株式	パッシブ	1本
	国内リート	パッシブ	1本
	外国債券	パッシブ	1本
	外国株式	パッシブ	1本
	外国リート	パッシブ	1本
	バランス	パッシブ	2本

運用商品選定数や構成の決定にあたっての基準・考え方、 考慮要素

基本的な考え方は各社同様と考えられる。

■企業型

- 分散投資
- 専門的知見から妥当と認められる商品
- 加入者特性情報(運用に対する理解度等)
- 事業主の忠実義務にもとづく商品数
 (このため制度毎に選定する運用商品数は異なる)
- 制度導入後の運用商品の継続的なモニタリング
- 加入者からのご意見や運用状況も踏まえた運用商品の見直し

運用商品選定数や構成の決定にあたっての基準・考え方、 考慮要素

■個人型

選定基準・考え方

- 長期にわたり安心して運用できる商品
- 多様な加入者のリスク選好度に対応
- 加入者のリスク許容度の変化に応じた選択・変更が容易
- 投資経験の多寡によるニーズを充足
- 各カテゴリーの商品を厳選した最小限のラインナップ

考慮要素

- 元本確保型は、提供会社の格付等から判断
- 投資信託は、定性・定量両面から分析、評価し、年金の資産運用手段として適当か否かから総合判断

企業型における労使合意のなされ方、範囲

■ 労使合意のなされ方

- 運営管理機関が忠実義務を果たすうえで、事業主からの忠実義務にもとづく提案や加入者等からの要望を参考としている。
- 商品ラインナップの労使合意では、いずれかの方法で検討が行われるのが一般的である。
 - ① 運営管理機関が事業主に説明した後、事業主が従業員代表などと協議
 - ② 運営管理機関が検討PT(事業主と従業員代表)に説明
- 労使合意までのステップ
 - ① 運営管理機関の基準・考え方を説明
 - ② 加入者特性、商品ニーズのヒアリング
 - ③ 1次案の提案
 - ④ 事業主/検討PTで1次案の運用商品情報を収集
 - ⑤ 労使間で自社の加入者特性を考慮し、1次案への修正案を回答
 - ⑥ 運営管理機関は回答内容が自社基準に適合しているか検討し、2次案を提案
 - ⑦ ④～⑥の工程を繰り返し商品ラインナップを決定

■ 労使合意の範囲

- 運営管理機関が専門的知見や忠実義務にもとづき商品カテゴリー、商品カテゴリー毎の本数、総商品数を労使に提示し決定している。

ラインナップ全体のコンセプトの説明

■ 企業型

【対事業主】

- 運営管理機関における運用商品選定基準（基本方針やプロセス等）にもとづきラインナップの選定・提示を行っている。

【対個人】

- 運用商品のカテゴリー毎に仕組みと特徴について資料等を用いて説明を行っている。なお、企業型の場合、ラインナップは企業毎にカスタマイズされており、説明内容は企業により異なる。

■ 個人型

例えば、MUFG個人型プランにおいては次のようにご案内している。

- 「多様なニーズにお応えするため、多数の商品を取り揃えた標準コース、個人型DCをきっかけに初めて運用を行うお客さまのニーズにもお応えできるライトコース」

運用商品提供数の上限についての意見

- 運用商品提供数の上限については、加入者の選択の機会を損なわないよう十分な水準としていただくとともに、一律に運用商品提供数を限定するのではなく、一定の目線を示しつつ、労使合意により柔軟に運用商品提供数を設定できるようにすることも検討いただきたい。

<理由>

- 運用商品提供数に過度な制限を設けた場合、金融知識や投資経験の豊かな加入者の分散投資のニーズに応えることができなくなるおそれがあり、中長期的な観点からは加入者の投資意識の向上を阻害しかねない。

運用商品提供数の上限についての意見

- 法改正により、運用商品の除外は、当該運用商品の選択者の3分の2以上の同意で済むこととされるが、施行日前から提供されている商品を除外する場合は、これまでどおり当該運用商品の選択者の全員の同意が必要とされている。施行日以前の提供商品についても3分の2以上の同意で除外できるようにしていただきたい。

<理由>

- 事業主側の商品見直しに伴う負担が過大で、より良い商品ラインナップの組成が事実上不可能である。

運用商品提供数の上限についての意見

- 商品除外時、合併時等においては、一時的な上限超過を許容いただきたい。

<理由>

- 商品除外の場合、除外商品の代替商品を予め追加し、代替商品へのスイッチングの機会を加入者等に提供することが必要。企業の合併によりDC制度を統合する際には商品本数が上限を超える場合がある。

- 商品の新規マネーの受入を停止した場合には商品本数として数えない運用としていただきたい。

<理由>

- 加入者等による新たな選択ができない以上、本数としてカウントする必要がない。

運用商品提供数の上限についての意見

- バランス型ファンド(スタティック型・ターゲットイヤー型)は、複数セットで1本カウントとしていただきたい。

<理由>

- スタティック型は、組み入れ資産の配分比率(配分比率は固定)が異なる投資信託商品で、加入者等が自らのリスク許容度に応じて、例えば、安定型、安定成長型、成長型の中から1つの商品を選択。複数セットで1カテゴリーの商品と位置づけられる。
- ターゲットイヤー型は、加入者等が退職時期などの目標年次(ターゲット・イヤー)で選択する商品であり、スタティック型同様、複数セットで1カテゴリーの商品と位置づけられる。

- 年金開始後商品は運用商品提供上限数から除外いただきたい。

<理由>

- 年金受給タイミングで選択できる商品性であり、加入者等が運用段階で選択できない。

2. 指定運用方法の基準について

実際に提示しているデフォルト商品の実態

■商品は以下のとおり

- 企業型：元本確保型商品（預金や保険）が主となる。
- 個人型：定期預金

■プラン特性やRKの業務フロー等から設定

- 加入選択制のプランでは加入意思確認と同時に運用割合の登録を必須とすることで、デフォルト商品を指定しない場合もある。
- 個人型では加入申出書に運用割合記入欄があるためデフォルト商品は指定していない場合もある。
- 全員加入の場合、長期療養中などの理由から全ての加入者からの運用指図を徴求できない場合を勘案し、デフォルト商品を指定している場合もある。
- 企業型・個人型を問わず業務フロー上、デフォルト商品の指定が必須となっているRKもある。

デフォルト商品の選定にあたっての基準・考え方、考慮要素

■企業型

- 従業員の中には長期療養中などの理由により運用指図ができない場合もあるため、未指図時の待機資金の代替として選定。
- 未指図者のリストを事業主に還元することで運用指図を全ての方から徴求する努力を行っている運管もある。しかし、それでも運用指図を行わない方は制度や運用商品についての理解が乏しいと考えられるため、元本確保型商品をデフォルト商品として選定。
- 導入時教育や継続教育において、運用に関する知識向上を図っているにも関わらず、未指図の加入者は、投資に関心が低い層と想定される。その方々に対して、投信をデフォルト商品とすることに懸念が生じるため、元本確保型商品を選定。

デフォルト商品の選定にあたっての基準・考え方、考慮要素

■個人型

- 例えば、企業型を中途退職し資産移換を伴う場合、その資産が移換されるタイミングは加入者自ら設定できるものではなく、資産金額も相応の金額の場合が一般的である。
- そのため、移換のタイミング次第では資産の目減りリスクを排除する理由から安全性重視の元本確保型商品をデフォルト商品として選定している。

デフォルト適用になっている加入者に対して運管や事業主が行っている働きかけ

■企業型

- 残高の通知とあわせて運用の指図を行なうことができることを連絡
- 加入時および継続的な投資教育を通じた制度への関心の喚起、資産の運用に関する知識の向上
- 具体的には、説明会や、紙媒体ツール配布（社内報など）、Webや企業のイントラネットでの呼びかけなど

■個人型

- 個人型においては加入者キットのテキストだけでなく、Web等を通じて加入者に投資環境に関する情宣を行い、運用指図の重要性を啓蒙している。

指定運用方法の基準についての意見

- 投資信託商品の適用を検討するとともに、多様な労使ニーズ等から、元本確保型商品も含めた検討も課題と思われる。

<理由>

- 現在のデフォルト商品の設定状況からすると、指定運用方法の基準から元本確保型商品を外すことは多様な労使のニーズに合致しないとの指摘がある。
- 3ヶ月と2週間の猶予期間を経ても運用指図を行わない方は、投資に関心が低い層と考えられ、リスク性商品での運用を適用することの課題を整理する必要がある。

指定運用方法の基準についての意見

- 指定運用方法を元本確保型商品以外とする場合において、元本欠損の責任所在を明確化していただきたい（いわゆるセーフハーバールール）。

<理由>

- 現行の局長通知においては、「労使合意に基づくデフォルト商品の選定」から、改正法においては、「法に基づき運営管理機関が選定する指定運用方法」に変更される。当該変更により運営管理機関の訴訟リスクが増大すると考えられる。

指定運用方法の基準についての意見

- 公布後2年で指定運用方法が指定可能となった場合において、30年6月の施行までに加入した加入者等については、今後の掛金等についても従前の局長通知によるデフォルト商品による運用の継続を認めていただきたい。その加入者等については、指定運用方法の適用後と区別し、改めて運用指図を徴求するような取扱いとしないようにしていただきたい。

<理由>

- 加入者は、デフォルト商品が提示されていることを前提に運用方法を選択していると考えられるため、デフォルト商品が選択されている状態は、加入者の判断によるものと考えられる。
- 今回の法整備により、現行のデフォルト商品（局長通知によるもの）を認めない方針について、RKのシステム整備が完了するまで激変緩和措置として一定の猶予期間を設けていただきたい。